

長崎県公立大学法人外部資金間接経費の取扱要領

〔平成29年12月12日〕
細則第3号

(趣旨)

第1条 長崎県公立大学法人(以下「本法人」という。)における外部資金に係る間接経費の使用については、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)及び本法人の諸規程に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、外部資金とは、本法人において管理する、国又は国が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金(科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金を除く)、研究助成金(寄附金)、共同研究費および受託研究費などをいう。

(間接経费率)

第3条 外部資金受入に伴う間接経費の率は、次のように定める。

研究費の受入のある受託研究・共同研究	直接研究に要する費用の10% ただし、委託元機関、共同研究機関等において間接経費にかかる規程等がある場合は双方により別途協議するものとする。
研究費の受入のない共同研究	0%
国立研究開発法人、独立行政法人及び財団法人等の提供する研究補助金、研究助成金	国立研究開発法人、独立行政法人及び財団法人等の規程等に定める率

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、間接経費の一部又は全部を免除することができるものとする。

- (1) 前条の間接経费率に基づき定めた額と同程度の金額について、長崎県公立大学法人修学支援基金に寄附をした場合
- (2) その他理事長が特別な理由があると認める場合

(端数処理)

第4条 前条の表の区分により計算した結果、間接経費に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てることができるものとする。この場合においては、当該切り捨てた額は直接研究に要する経費に充てることのできるものとする。

(準用)

第5条 受託研究等において、間接経費としてではなく一般管理費として規定されているものについては、本要領第3条の間接経费率等を準用する。

(間接経費の配分)

第6条 間接経費は、各校事務局に配分するものとする。

(間接経費の使途)

第7条 間接経費の使途は、長崎県立大学科学研究費補助金取扱規程（平成20年規程第21号）別表の間接経費の主な使途の例示を準用する。

(間接経費の使途の決定)

第8条 事務局に配分された間接経費の使途については、各校事務局長が決定するものとする。

(報告)

第9条 事務局に配分された間接経費については、各校事務局長が毎会計年度の使用実績を翌年度の5月31日までに学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の規定による報告を受けたときは、これを取りまとめ6月30日までに理事長に報告するものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、間接経費の使用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。